

令和4年度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課



# 目 次

## 令和4年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容 .....	1
2 主な用語の説明 .....	2

## 調査結果の概要

1 調査・集計対象 .....	3
2 初任給 .....	3
3 賃金 .....	3
4 年間の休日・休暇 .....	4
5 所定外労働時間について .....	4
6 育児休業制度 .....	4
7 子の看護休暇制度 .....	5
8 介護休業制度及び介護休暇制度 .....	5
9 高年齢者の雇用について .....	6
10 兼業・副業について .....	6
11 職場におけるパワハラ、セクハラの防止について .....	6
12 賃上げについて .....	6
統 計 表 .....	7
調 査 票 .....	25



# 令和4年度賃金等労働条件実態調査

## 1 調査の内容

### (1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

### (2) 調査の時期

令和4年7月31日現在

### (3) 調査の対象

日本産業分類(平成19年11月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は総務省の経済センサス母集団情報(令和2年次フレーム)を参考として、産業別(一部中分類)・規模別・地域別に無作為に抽出した。

- ア 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- イ 建設業
- ウ 製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ 情報通信業
- カ 運輸業, 郵便業
- キ 卸売業, 小売業
- ク 金融業, 保険業
- ケ 不動産業, 物品賃貸業
- コ 学術研究, 専門・技術サービス業
- サ 宿泊業, 飲食サービス業
- シ 生活関連サービス業, 娯楽業〈家事サービス業を除く。〉
- ス 教育, 学習支援業
- セ 医療, 福祉
- ソ 複合サービス事業
- タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉

### (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 711事業所(回収率50.8%) 調査票…別掲 調査方法…郵送調査

※上記の中には一部の調査項目について未回答の事業所が含まれるため、統計表の事業所数と一致しない場合がある。

### (5) 調査項目

- ① 新規学卒者の初任給……令和4年の新規学卒者学歴別初任給
  - 高 校 卒……事務系・生産職別 ※中学卒含む
  - 高専・短大卒……事務系・技術職別
  - 大 学 卒……事務系・技術職別
  - 大 学 院 卒……事務系・技術職別
- ② 賃金
- ③ 労働時間、休日・休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高年齢者雇用
- ⑥ 兼業・副業、職場におけるパワハラ・セクハラの防止、賃上げ

## 2 主な用語の説明

### (1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

### (2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

### (3) 初任給

新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

### (4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

### (5) 統計表の符号について

[・] …… 該当のないもの      [0] …… 単位未満の数字

### (6) その他

調査対象事業所の抽出については、総務省の経済センサス母集団情報（令和2年次フレーム）を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

# 調査結果の概要

## 1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。
- (2)集計対象調査票回収数は711事業所(回収率50.8%)であった。
- (3)集計の対象となった常用労働者数は、26,740人であった。

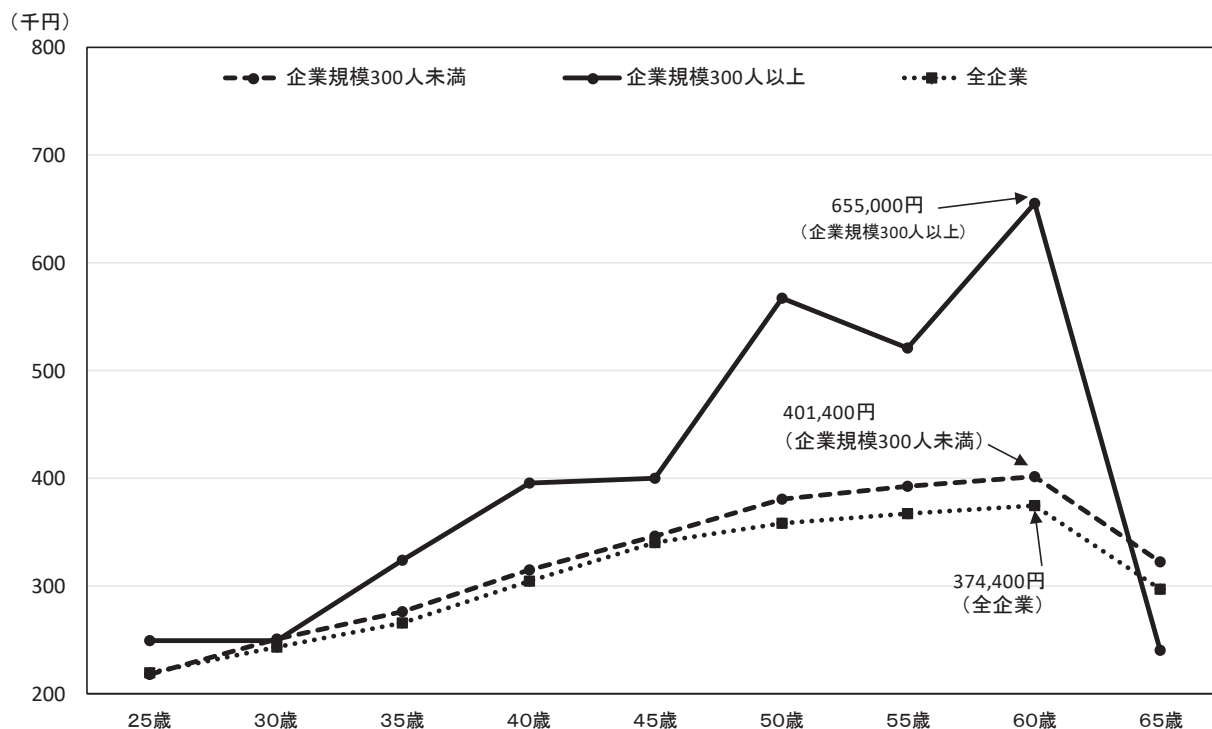
## 2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、平均で高校卒業者(中学校卒含む)の事務職等は169,700円、生産職は176,400円、短大・高専卒業者の事務職等は179,900円、技術職は187,300円、大学卒業者の事務職等は193,400円、技術職は199,600円、大学院卒業者の事務職等は200,600円、技術職は206,900円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

## 3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

大卒正社員の年齢別平均賃金(全産業)について、60歳に賃金のピーク(〔図1〕矢印の箇所)がある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別平均賃金(企業規模別)

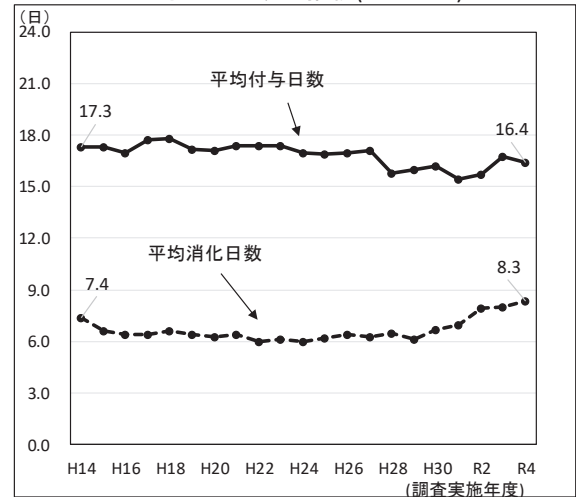


#### 4 年間の休日・休暇〔第7表、第9表〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で 105.5 日、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均 16.4 日、消化日数は平均 8.3 日であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で 105.5 日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70 日未満」の事業所は全体の 3.5%、「70～79 日」は 2.7%、「80～89 日」は 7.2%、「90～99 日」は 11.1%、「100～109 日」は 31.3%、「110～119 日」は 18.4%、「120 日以上」は 25.8%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で 16.4 日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で 8.3 日となっている。(図 2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移(H14～R4)



#### 5 所定外労働時間について〔第8表〕

時間外労働に労働協定(36 協定)を締結している事業所は 68.9%であった。

時間外労働に労働協定(36 協定)を締結している事業所数は、465 事業所(68.9%)となっている。(特別条項付きの 36 協定を締結している事業所含む) また、特別条項付きの労働協定を定めている事業所のうち、1 カ月の特別延長時間では、「500 超～720 時間」が 74.4%と最も高かった。

#### 6 育児休業制度〔第10表、第11表、第12表、第13表〕

- ※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が 1 歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が 2 歳に達するまでの間、取得することができる)
- ※ 出産または配偶者が出産した人数および育児休業の取得者数については令和 3 年度の状況を集計したもの

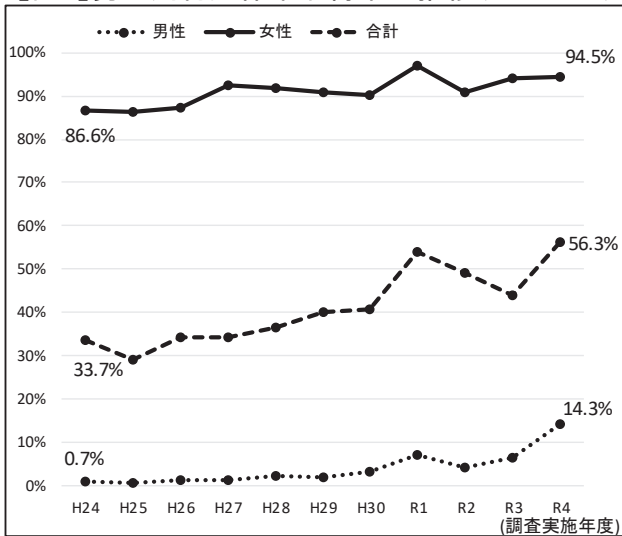
育児休業制度について、85.6%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が 94.5%、男性は 14.3%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は 68.7%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は 69.9%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、578 事業所 85.6%であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 100.0%、従業員数 100 人以下は 84.8%であった。

また、集計対象事業所において、令和 2 年度に出産または配偶者が出産した人は 661 人、うち令和 4 年 3 月 31 日までに育児休業を取得した人は 372 人、取得率は 56.3%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は 315 人で、そのうち育児休業を取得した人は 45 人、取得率は 14.3%、女性では出産した人が 346 人で、そのうち育児休業を取得した人 327 人、取得率は 94.5%であった。



【図3】男女別育児休業取得率の推移(H24～R4)



育児を行う方のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは 457 事業所(68.7%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは 463 事業所(69.9%)となった。

## 7 子の看護休暇制度〔第 14 表、第 15 表〕

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1 年に 5 日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる制度

子の看護休暇制度について、71.8%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、475 事業所(71.8%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 100.0%、従業員数 100 人以下は 70.0%であった。

### 子の看護休暇制度の導入企業の推移

調査実施年度	R2	R3	R4
子の看護休暇制度の導入企業(%)	68.8	69.1	71.8

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

## 8 介護休業制度及び介護休暇制度〔第 16 表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族 1 人につき、常時介護を必要とする状態ごとに 1 回休業することができる制度(期間は通算して 93 日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が 1 人...年 5 日、2 人以上...年 10 日)

介護休業・休暇制度については 82.7%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度及び介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、560 事業所(82.7%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 100.0%、従業員数 100 人以下は 81.7%であった。

### 介護休業及び介護休暇制度の導入企業

調査実施年度	R2	R3	R4
介護休業・休暇制度の導入企業(%)	77.8	80.4	82.7

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

## 9 高年齢者の雇用について〔第17表〕

65歳以上を雇用している事業所は、全体の63.0%（448事業所）であり、雇用形態としては「パート・アルバイト」が最も多い。

高齢者雇用制度を設けている事業所数は、448事業所(63.0%)で雇用形態としては、「パート・アルバイト」が273事業所(43.3%)で最も多く、次いで「正社員」が266事業所(42.2%)となっている。

## 10 兼業・副業について〔第18表〕

従業員に対し、兼業・副業を認める制度を設けている事業所は全体の14.7%（99事業所）であった。

設けている理由としては「従業員の所得増加の支援」が72.7%と最も高く、認めている条件としては「業務に支障が生じない」が93.9%と最も高くなっている。

## 11 職場におけるパワハラ、セクハラの防止について〔第19表〕

取り組んでいる内容としては「パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記」が45.3%と最も高い結果となり、次いで「従業員に対する相談窓口の設置」が41.5%、「パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定」が35.9%となっている。

## 12 賃上げについて〔第20表〕

直近3年の間に賃上げを実施した企業は567事業所(83.6%)であり、賃上げ幅としては「5%未満」が最も高い割合であった。

# 統 計 表

第1表 集計対象事業所

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	小計 10~299人	I~IV(10~299人)規模				V規模 300人以上
			I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	711 (100.0)	706 (99.3)	498 (70.0)	99 (13.9)	72 (10.1)	37 (5.2)	5 (0.7)
鉱業,採石業, 砂利採取業	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	91 (12.8)	91 (12.8)	68 (9.6)	23 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	122 (17.2)	121 (17.0)	81 (11.4)	6 (0.8)	24 (3.4)	10 (1.4)	1 (0.1)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	15 (2.1)	15 (2.1)	9 (1.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	0 (0.0)
運輸業,郵便業	31 (4.4)	31 (4.4)	16 (2.3)	9 (1.3)	4 (0.6)	2 (0.3)	0 (0.0)
卸売業,小売業	167 (23.5)	167 (23.5)	138 (19.4)	15 (2.1)	12 (1.7)	2 (0.3)	0 (0.0)
金融業,保険業	11 (1.5)	11 (1.5)	11 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業,物品賃貸	9 (1.3)	9 (1.3)	5 (0.7)	4 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究,専門・ 技術サービス業	19 (2.7)	19 (2.7)	15 (2.1)	2 (0.3)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)
宿泊業,飲食 サービス業	46 (6.5)	45 (6.3)	38 (5.3)	6 (0.8)	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)
生活関連サービス 業,娯楽業	26 (3.7)	26 (3.7)	16 (2.3)	4 (0.6)	6 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育,学習支援業	24 (3.4)	24 (3.4)	14 (2.0)	6 (0.8)	1 (0.1)	3 (0.4)	0 (0.0)
医療,福祉	89 (12.5)	87 (12.2)	62 (8.7)	14 (2.0)	7 (1.0)	4 (0.6)	2 (0.3)
複合サービス事業	11 (1.5)	11 (1.5)	4 (0.6)	2 (0.3)	3 (0.4)	2 (0.3)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	48 (6.8)	47 (6.6)	20 (2.8)	5 (0.7)	12 (1.7)	10 (1.4)	1 (0.1)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

( )は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	小計 10~299人	I~IV(10~299人)規模				V規模 300人以上
			I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	26,740 (100.0)	24,029 (89.9)	9,273 (34.7)	3,764 (14.1)	4,974 (18.6)	6,018 (22.5)	2,711 (10.1)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	10 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	2,341 (8.8)	2,341 (8.8)	1,475 (5.5)	866 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	6,020 (22.5)	5,278 (19.7)	1,668 (6.2)	235 (0.9)	1,694 (6.3)	1,681 (6.3)	742 (2.8)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	34 (0.1)	34 (0.1)	0 (0.0)	34 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	725 (2.7)	725 (2.7)	176 (0.7)	61 (0.2)	127 (0.5)	361 (1.4)	0 (0.0)
運輸業, 郵便業	1,272 (4.8)	1,272 (4.8)	352 (1.3)	373 (1.4)	292 (1.1)	255 (1.0)	0 (0.0)
卸売業, 小売業	4,056 (15.2)	4,056 (15.2)	2,377 (8.9)	556 (2.1)	785 (2.9)	338 (1.3)	0 (0.0)
金融業, 保険業	160 (0.6)	160 (0.6)	160 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業, 物品賃貸 業	258 (1.0)	258 (1.0)	88 (0.3)	170 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究, 専門・ 技術サービス業	590 (2.2)	590 (2.2)	330 (1.2)	69 (0.3)	77 (0.3)	114 (0.4)	0 (0.0)
宿泊業, 飲食 サービス業	1,460 (5.5)	990 (3.7)	592 (2.2)	229 (0.9)	0 (0.0)	169 (0.6)	470 (1.8)
生活関連サービス 業, 娯楽業	765 (2.9)	765 (2.9)	257 (1.0)	152 (0.6)	356 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育, 学習支援業	1,025 (3.8)	1,025 (3.8)	240 (0.9)	207 (0.8)	85 (0.3)	493 (1.8)	0 (0.0)
医療, 福祉	3,467 (13.0)	2,715 (10.2)	1,087 (4.1)	525 (2.0)	467 (1.7)	636 (2.4)	752 (2.8)
複合サービス事業	837 (3.1)	837 (3.1)	101 (0.4)	78 (0.3)	233 (0.9)	425 (1.6)	0 (0.0)
サービス業(他に分類 されないもの)	3,720 (13.9)	2,973 (11.1)	360 (1.3)	209 (0.8)	858 (3.2)	1,546 (5.8)	747 (2.8)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種別の初任給平均金額(産業別・全規模)

産業別	学歴別	高 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒	
		管理・事務・販売	生産・技術等	管理・事務・販売	生産・技術等
		(円)	(円)	(円)	(円)
全 産 業		169,700	176,400	179,900	187,300
鉱業，採石業，砂利採取業		160,000	200,000	165,000	220,000
建 設 業		180,000	184,600	191,500	198,400
製 造 業		166,600	171,900	174,600	179,200
卸 売 業 ， 小 売 業		172,700	175,900	182,500	188,400
金 融 業 ， 保 険 業		170,500	155,000	188,500	167,000
運 輸 業 ， 郵 便 業		170,100	183,100	198,900	216,000
電気・ガス・熱供給・水道業		167,000	175,000	-	-
情 報 通 信 業		168,400	171,200	188,000	186,900
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		184,500	205,000	233,000	233,000
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サービス業		176,000	178,300	186,400	194,800
宿 泊 業 ， 飲 食 サービス業		170,300	173,800	176,200	180,700
生活関連サービス業，娯楽業		162,700	189,500	183,700	193,600
教 育 ， 学 習 支 援 業		156,300	165,200	167,800	175,700
医 療 ， 福 祉		155,500	163,800	173,600	183,500
複 合 サービス 事業		152,000	148,000	161,900	158,700
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)		185,100	181,500	183,200	201,600

大 学 卒		大 学 院 卒	
管理・事務・販売	生産・技術等	管理・事務・販売	生産・技術等
(円) 193,400	(円) 199,600	(円) 200,600	(円) 206,900
180,000	230,000	200,000	250,000
207,300	211,900	212,100	215,400
191,500	195,500	197,300	200,900
197,200	198,900	204,000	202,900
204,000	174,000	210,000	-
213,100	230,000	216,000	243,000
-	-	-	-
212,800	209,800	221,300	223,500
234,000	234,000	236,000	236,000
193,000	199,900	210,000	203,700
184,100	193,700	188,400	199,300
191,900	224,000	196,000	-
185,800	191,000	195,800	228,900
181,800	192,500	189,300	200,100
179,300	173,100	176,000	171,100
191,300	201,600	212,000	214,500

※百円未満は切り上げています。「-」は、データが全くなかったものです。

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学歴別 男女別 年齢別 (歳)	高 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒			
	管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	207,000	194,700	215,400	190,200	207,200	197,400	208,100	210,000
30	239,800	203,500	235,400	214,600	231,600	219,400	230,200	241,700
35	255,600	215,000	254,500	204,000	246,000	224,500	266,700	245,700
40	272,300	223,200	265,300	210,600	265,900	248,600	264,700	256,900
45	306,800	217,300	297,100	253,600	307,800	244,100	296,700	268,700
50	325,200	238,300	295,000	246,000	330,900	247,800	311,700	267,600
55	368,900	259,700	401,100	244,100	312,700	271,700	330,500	272,700
60	302,200	224,400	277,600	239,100	301,800	247,900	309,400	297,400
65	225,900	174,700	234,000	189,100	202,200	179,700	213,900	269,400

第5表 全産業・I～IV規模(10人～299人)

25	206,000	193,400	215,400	190,700	205,100	195,400	208,100	210,400
30	238,300	200,200	235,400	214,900	226,700	216,100	230,200	241,500
35	253,100	208,600	254,500	202,900	241,600	225,100	266,700	248,000
40	269,700	218,000	265,300	211,000	260,300	248,900	264,700	256,900
45	305,800	211,500	297,100	254,100	307,800	244,100	296,700	265,100
50	324,200	232,500	295,000	246,100	330,900	247,500	310,900	262,800
55	370,100	260,000	401,100	248,000	312,700	273,600	330,500	262,100
60	302,200	225,800	277,600	245,800	301,800	253,700	309,400	312,500
65	225,900	174,700	234,000	189,100	202,200	179,700	213,900	269,400

第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	230,000	208,600	-	183,500	250,000	220,400	-	201,500
30	270,000	240,800	-	211,500	300,000	253,700	-	244,100
35	320,000	269,100	-	218,800	330,000	214,200	-	209,000
40	350,000	284,800	-	204,700	350,000	245,500	-	-
45	350,000	299,600	-	242,300	-	243,100	-	292,100
50	380,000	296,400	-	245,400	-	255,700	336,300	314,800
55	316,200	249,700	-	178,600	-	243,000	-	378,900
60	-	193,600	-	178,600	-	178,600	-	191,000
65	-	-	-	-	-	-	-	-

※「-」は、データが全くなかったものです。



大 学 卒				大 学 院 卒			
管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
219,500	214,800	221,400	221,200	209,000	223,400	214,800	205,000
251,400	234,200	243,300	232,200	232,100	237,800	248,800	234,000
278,200	241,000	266,200	254,500	250,100	231,600	275,300	223,800
317,000	280,400	299,500	286,800	282,300	215,200	316,700	271,200
350,400	316,800	349,200	294,800	295,200	244,700	355,700	302,000
385,500	315,900	360,700	284,400	379,300	398,100	441,500	355,000
395,600	316,500	354,100	305,300	318,800	229,200	344,400	202,000
408,700	295,200	332,300	358,300	295,700	237,400	302,600	665,200
318,800	377,400	253,200	299,800	208,400	240,800	321,100	204,500

217,600	212,500	220,500	221,200	209,000	223,400	212,000	205,000
250,400	231,600	242,200	232,200	232,100	237,800	243,500	234,000
276,900	238,400	263,900	254,500	250,100	231,600	268,000	223,800
315,300	267,700	294,100	286,800	282,300	215,200	295,900	271,200
346,100	302,300	345,400	296,300	295,200	244,700	324,700	302,000
381,100	302,200	354,100	284,400	379,300	398,100	427,000	355,000
392,700	316,500	329,800	305,300	318,800	229,200	363,100	202,000
217,600	212,500	250,400	231,600	209,000	223,400	232,100	237,800
322,500	377,400	253,200	299,800	208,400	240,800	321,100	204,500

251,500	227,400	252,900	-	-	-	252,400	-
273,200	250,800	286,000	-	-	-	291,100	-
344,500	266,600	326,500	-	-	-	348,500	-
350,300	400,900	525,000	-	-	-	525,000	-
481,300	408,700	416,900	282,700	-	-	572,500	-
572,500	562,500	466,300	-	-	-	572,500	-
444,200	-	536,300	-	-	-	232,200	-
647,500	-	662,500	-	-	-	-	-
241,000	-	-	-	-	-	-	-

第7表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計			70日未満			70～79日		
				平均日数			平均日数			平均日数
全産業	(事業所)	656	(100)	105.5	23	(3.5)	31.1	18	(2.7)	73.4
	(適用労働者)	25,381	(100)	105.1	1458	(5.7)	21.3	569	(2.2)	73.8
鉱業，採石業，砂利採取業	(事業所)	1	(100)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	10	(100)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
建設業	(事業所)	89	(100)	102.1	3	(3.4)	39.3	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	2,283	(100)	102.3	72	(3.2)	38.8	-	(0.0)	-
製造業	(事業所)	112	(100)	103.5	3	(2.7)	17.0	3	(2.7)	72.0
	(適用労働者)	5,681	(100)	110.0	54	(1.0)	7.6	103	(1.8)	71.1
繊維関係業	(事業所)	14	(100)	93.4	1	(7.1)	7.0	1	(7.1)	75.0
	(適用労働者)	315	(100)	94.7	20	(6.3)	7.0	17	(5.4)	75.0
機械金属・電気電子関係業	(事業所)	61	(100)	105.3	2	(3.3)	22.0	2	(3.3)	70.5
	(適用労働者)	4,315	(100)	112.4	34	(0.8)	19.0	86	(2.0)	70.3
その他	(事業所)	37	(100)	104.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,051	(100)	104.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	1	(100)	103.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	34	(100)	103.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
情報通信業	(事業所)	14	(100)	117.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	711	(100)	109.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
運輸業，郵便業	(事業所)	28	(100)	97.6	2	(7.1)	53.0	2	(7.1)	78.0
	(適用労働者)	1,177	(100)	95.5	80	(6.8)	54.0	160	(13.6)	34.4
卸売業，小売業	(事業所)	156	(100)	107.6	3	(1.9)	28.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	3,821	(100)	104.1	291	(7.6)	23.1	-	(0.0)	-
金融業，保険業	(事業所)	9	(100)	107.6	1	(11.1)	2.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	129	(100)	104.4	18	(14.0)	2.0	-	(0.0)	-
不動産業，物品賃貸業	(事業所)	8	(100)	115.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	238	(100)	116.2	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
学術研究，専門・技術サービス業	(事業所)	16	(100)	116.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	534	(100)	118.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
宿泊業，飲食サービス業	(事業所)	33	(100)	91.3	5	(15.2)	26.8	1	(3.0)	72.0
	(適用労働者)	1,248	(100)	96.2	79	(6.3)	27.8	42	(3.4)	72.0
生活関連サービス業，娯楽業	(事業所)	23	(100)	111.6	-	(0.0)	-	2	(8.7)	73.0
	(適用労働者)	684	(100)	113.7	-	(0.0)	-	31	(4.5)	72.7
教育，学習支援業	(事業所)	24	(100)	109.3	1	(4.2)	16.4	1	(4.2)	74.0
	(適用労働者)	1,025	(100)	109.3	30	(2.9)	16.4	13	(1.3)	74.0
医療，福祉	(事業所)	87	(100)	105.6	3	(3.4)	41.0	7	(8.0)	72.4
	(適用労働者)	3,389	(100)	111.2	77	(2.3)	43.3	110	(3.2)	72.0
複合サービス事業	(事業所)	11	(100)	116.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	837	(100)	117.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
サービス業 (他に分類されないもの)	(事業所)	44	(100)	108.3	2	(4.5)	40.5	2	(4.5)	75.0
	(適用労働者)	3,580	(100)	92.6	757	(21.1)	13.7	110	(3.1)	73.1

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

( )は%

80～89日			90～99日			100～109日			110～119日			120日以上		
		平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数
47	(7.2)	86.1	73	(11.1)	95.2	205	(31.3)	104.8	121	(18.4)	113.3	169	(25.8)	124.2
1118	(4.4)	86.0	2457	(9.7)	95.1	6826	(26.9)	105.1	5088	(20.0)	113.3	7865	(31.0)	123.9
1	(100.0)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
10	(100.0)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
12	(13.5)	86.4	17	(19.1)	95.6	30	(33.7)	104.3	16	(18.0)	113.1	11	(12.4)	124.0
323	(14.1)	86.6	408	(17.9)	95.5	775	(33.9)	104.4	407	(17.8)	113.1	298	(13.1)	123.6
10	(8.9)	87.7	13	(11.6)	94.7	37	(33.0)	104.5	31	(27.7)	112.8	15	(13.4)	123.4
182	(3.2)	87.7	364	(6.4)	94.8	1,715	(30.2)	105.0	1,644	(28.9)	113.2	1,619	(28.5)	123.7
3	(21.4)	88.3	2	(14.3)	96.5	4	(28.6)	101.5	1	(7.1)	110.0	2	(14.3)	125.5
48	(15.2)	88.5	48	(15.2)	96.4	120	(38.1)	101.1	22	(7.0)	110.0	40	(12.7)	124.8
2	(3.3)	88.0	6	(9.8)	94.0	18	(29.5)	104.9	21	(34.4)	113.2	10	(16.4)	123.2
50	(1.2)	88.0	134	(3.1)	94.4	1,157	(26.8)	105.5	1,369	(31.7)	113.6	1,485	(34.4)	123.8
5	(13.5)	87.2	5	(13.5)	94.8	15	(40.5)	104.8	9	(24.3)	112.0	3	(8.1)	122.7
84	(8.0)	87.1	182	(17.3)	94.7	438	(41.7)	105.1	253	(24.1)	111.6	94	(8.9)	121.6
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(100.0)	103.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	34	(100.0)	103.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)	-	2	(14.3)	94.5	-	(0.0)	-	4	(28.6)	116.8	8	(57.1)	124.4
-	(0.0)	-	324	(45.6)	93.6	-	(0.0)	-	79	(11.1)	117.0	308	(43.3)	123.8
3	(10.7)	85.3	5	(17.9)	95.4	9	(32.1)	105.4	6	(21.4)	111.3	1	(3.6)	120.0
65	(5.5)	84.6	369	(31.4)	96.3	255	(21.7)	105.3	234	(19.9)	111.4	14	(1.2)	120.0
8	(5.1)	86.9	20	(12.8)	95.2	61	(39.1)	105.4	25	(16.0)	112.8	39	(25.0)	124.6
159	(4.2)	87.7	309	(8.1)	95.3	1,414	(37.0)	105.1	669	(17.5)	113.4	979	(25.6)	125.8
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(11.1)	105.0	-	(0.0)	-	7	(77.8)	123.0
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	10	(7.8)	105.0	-	(0.0)	-	101	(78.3)	122.6
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	3	(37.5)	103.7	1	(12.5)	118.0	4	(50.0)	122.8
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	70	(29.4)	103.9	46	(19.3)	118.0	122	(51.3)	122.5
1	(6.3)	88.0	-	(0.0)	-	4	(25.0)	105.8	1	(6.3)	113.0	10	(62.5)	123.7
12	(2.2)	88.0	-	(0.0)	-	110	(20.6)	105.6	23	(4.3)	113.0	389	(72.8)	123.4
6	(18.2)	84.0	2	(6.1)	95.5	14	(42.4)	104.9	1	(3.0)	115.0	4	(12.1)	131.8
269	(21.6)	83.8	37	(3.0)	95.3	758	(60.7)	106.4	16	(1.3)	115.0	47	(3.8)	132.9
-	(0.0)	-	1	(4.3)	96.0	6	(26.1)	105.7	4	(17.4)	113.3	10	(43.5)	123.7
-	(0.0)	-	11	(1.6)	96.0	201	(29.4)	105.0	137	(20.0)	113.6	304	(44.4)	124.2
-	(0.0)	-	3	(12.5)	94.3	4	(16.7)	102.0	3	(12.5)	113.7	12	(50.0)	125.1
-	(0.0)	-	321	(31.3)	94.2	86	(8.4)	102.2	77	(7.5)	113.1	498	(48.6)	126.1
5	(5.7)	83.2	6	(6.9)	95.2	21	(24.1)	104.2	20	(23.0)	114.3	25	(28.7)	124.0
77	(2.3)	83.2	159	(4.7)	94.9	522	(15.4)	104.2	1,180	(34.8)	113.7	1,264	(37.3)	123.2
-	(0.0)	-	1	(9.1)	94.0	1	(9.1)	109.0	3	(27.3)	112.2	6	(54.5)	123.7
-	(0.0)	-	27	(3.2)	94.0	23	(2.7)	109.0	312	(37.3)	113.0	475	(56.8)	121.9
1	(2.3)	88.0	3	(6.8)	96.7	13	(29.5)	105.2	6	(13.6)	114.7	17	(38.6)	123.7
21	(0.6)	88.0	128	(3.6)	97.5	853	(23.8)	105.8	264	(7.4)	112.8	1,447	(40.4)	123.4

第8表 労働協定の締結、1年間の特別延長時間、令和3年度の時間外労働時間

制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの労働協定(36協定)	1年間の特別延長時間 回答のあった事業所
	締結している	締結していない	締結している	
全産業	465 ( 68.9 )	45 ( 6.7 )	165 ( 24.4 )	164 ( 100 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( - )
建設業	68 ( 75.6 )	3 ( 3.3 )	19 ( 21.1 )	19 ( 100 )
製造業	60 ( 51.3 )	5 ( 4.3 )	52 ( 44.4 )	52 ( 100 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( - )
情報通信業	7 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	7 ( 50.0 )	7 ( 100 )
運輸業、郵便業	22 ( 75.9 )	1 ( 3.4 )	6 ( 20.7 )	6 ( 100 )
卸売業、小売業	111 ( 69.8 )	18 ( 11.3 )	30 ( 18.9 )	29 ( 100 )
金融業、保険業	8 ( 88.9 )	- ( 0.0 )	1 ( 11.1 )	1 ( 100 )
不動産業、物品賃貸業	6 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 25.0 )	2 ( 100 )
学術研究、専門・技術サービス業	8 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	8 ( 50.0 )	8 ( 100 )
宿泊業、飲食サービス業	15 ( 40.5 )	10 ( 27.0 )	12 ( 32.4 )	12 ( 100 )
生活関連サービス業、娯楽業	22 ( 88.0 )	1 ( 4.0 )	2 ( 8.0 )	2 ( 100 )
教育、学習支援業	19 ( 79.2 )	3 ( 12.5 )	2 ( 8.3 )	2 ( 100 )
医療、福祉	76 ( 86.4 )	4 ( 4.5 )	8 ( 9.1 )	8 ( 100 )
複合サービス事業	7 ( 63.6 )	- ( 0.0 )	4 ( 36.4 )	4 ( 100 )
サービス業(他に分類されないもの)	34 ( 73.9 )	- ( 0.0 )	12 ( 26.1 )	12 ( 100 )

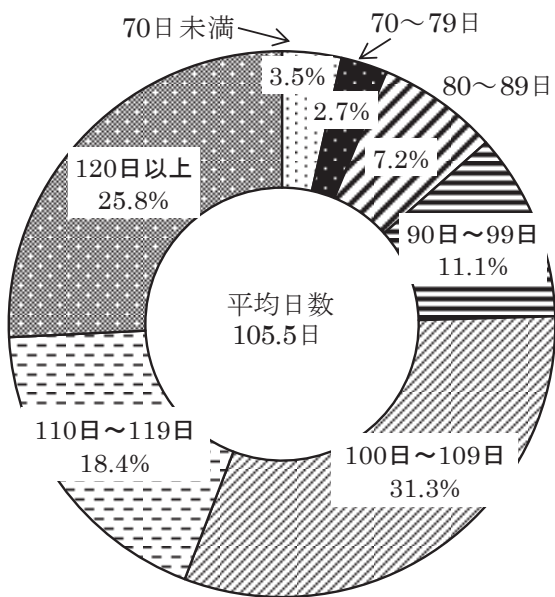
制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの労働協定(36協定)	
	締結している	締結していない	締結している	
全産業	465 ( 68.9 )	45 ( 6.7 )	165 ( 24.4 )	617 ( 100 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100 )
建設業	68 ( 75.6 )	3 ( 3.3 )	19 ( 21.1 )	85 ( 100 )
製造業	60 ( 51.3 )	5 ( 4.3 )	52 ( 44.4 )	106 ( 100 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100 )
情報通信業	7 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	7 ( 50.0 )	14 ( 100 )
運輸業、郵便業	22 ( 75.9 )	1 ( 3.4 )	6 ( 20.7 )	28 ( 100 )
卸売業、小売業	111 ( 69.8 )	18 ( 11.3 )	30 ( 18.9 )	143 ( 100 )
金融業、保険業	8 ( 88.9 )	- ( 0.0 )	1 ( 11.1 )	7 ( 100 )
不動産業、物品賃貸業	6 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 25.0 )	7 ( 100 )
学術研究、専門・技術サービス業	8 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	8 ( 50.0 )	15 ( 100 )
宿泊業、飲食サービス業	15 ( 40.5 )	10 ( 27.0 )	12 ( 32.4 )	30 ( 100 )
生活関連サービス業、娯楽業	22 ( 88.0 )	1 ( 4.0 )	2 ( 8.0 )	23 ( 100 )
教育、学習支援業	19 ( 79.2 )	3 ( 12.5 )	2 ( 8.3 )	18 ( 100 )
医療、福祉	76 ( 86.4 )	4 ( 4.5 )	8 ( 9.1 )	85 ( 100 )
複合サービス事業	7 ( 63.6 )	- ( 0.0 )	4 ( 36.4 )	10 ( 100 )
サービス業(他に分類されないもの)	34 ( 73.9 )	- ( 0.0 )	12 ( 26.1 )	44 ( 100 )

( )は%

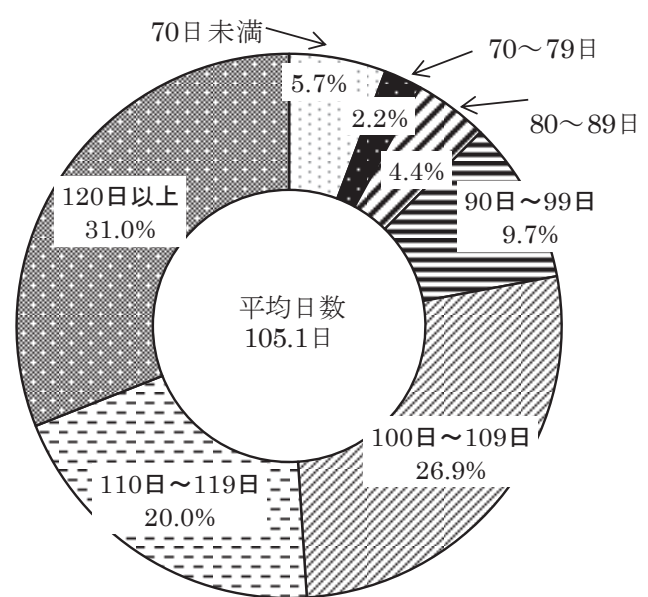
1年間の特別延長時間				
360超～500時間	500超～720時間	720時間超	定めていない	その他
26 ( 15.9 )	122 ( 74.4 )	8 ( 4.9 )	2 ( 1.2 )	6 ( 3.7 )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
3 ( 15.8 )	13 ( 68.4 )	1 ( 5.3 )	1 ( 5.3 )	1 ( 5.3 )
8 ( 15.4 )	40 ( 76.9 )	2 ( 3.8 )	- ( 0.0 )	2 ( 3.8 )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
- ( 0.0 )	6 ( 85.7 )	1 ( 14.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
- ( 0.0 )	5 ( 83.3 )	1 ( 16.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
5 ( 17.2 )	20 ( 69.0 )	2 ( 6.9 )	1 ( 3.4 )	1 ( 3.4 )
1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
- ( 0.0 )	2 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 12.5 )	7 ( 87.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
3 ( 25.0 )	8 ( 66.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 8.3 )
- ( 0.0 )	2 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
- ( 0.0 )	2 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
2 ( 25.0 )	5 ( 62.5 )	1 ( 12.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 25.0 )	3 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
2 ( 16.7 )	9 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 8.3 )

令和3年度の1人当たりの時間外労働時間の実績				
0～200時間	200超～360時間	360超～500時間	500超～720時間	720時間超
537 ( 87.0 )	62 ( 10.0 )	11 ( 1.8 )	4 ( 0.6 )	3 ( 0.5 )
1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
70 ( 82.4 )	12 ( 14.1 )	3 ( 3.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
88 ( 83.0 )	12 ( 11.3 )	5 ( 4.7 )	1 ( 0.9 )	- ( 0.0 )
1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
10 ( 71.4 )	3 ( 21.4 )	1 ( 7.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
20 ( 71.4 )	4 ( 14.3 )	2 ( 7.1 )	2 ( 7.1 )	- ( 0.0 )
128 ( 89.5 )	14 ( 9.8 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 0.7 )
6 ( 85.7 )	1 ( 14.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
6 ( 85.7 )	1 ( 14.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
13 ( 86.7 )	2 ( 13.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
25 ( 83.3 )	5 ( 16.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
19 ( 82.6 )	3 ( 13.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 4.3 )
18 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
82 ( 96.5 )	2 ( 2.4 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 1.2 )
10 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
40 ( 90.9 )	3 ( 6.8 )	- ( 0.0 )	1 ( 2.3 )	- ( 0.0 )

第1図 年間休日日数(事業所)



第2図 年間休日日数(適用労働者)



第9表 年休・所定内労働時間(事業所平均)

産業別	年休の一人 平均付与日 数(日)	年休の一人 平均消化日 数(日)	年休の一人 平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全産業	16.4	8.3	50.7%	7	47	39	35
鉱業，採石業，砂利採取業	20.0	3.0	15.0%	7	0	40	0
建設業	16.7	8.1	48.3%	7	44	39	54
製造業	16.9	8.7	51.3%	7	49	39	45
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	10.0	50.0%	7	30	35	0
情報通信業	17.4	9.6	55.0%	7	55	39	33
運輸業，郵便業	16.6	8.1	48.8%	7	45	39	45
卸売業，小売業	16.4	7.6	46.4%	7	46	39	25
金融業，保険業	16.0	11.1	69.5%	7	41	38	26
不動産業，物品賃貸業	16.8	11.5	68.6%	7	55	39	38
学術研究，専門・技術サービス業	17.8	10.6	59.3%	7	53	39	41
宿泊業，飲食サービス業	14.1	6.1	43.1%	7	40	39	38
生活関連サービス業，娯楽業	16.1	7.2	44.6%	7	47	39	59
教育，学習支援業	16.2	10.3	63.8%	7	49	39	37
医療，福祉	16.1	9.2	57.2%	7	51	39	27
複合サービス事業	18.7	9.1	48.9%	7	45	38	48
サービス業(他に分類されないもの)	15.8	7.6	48.0%	7	48	39	27

第 10 表 育児休業制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	578 ( 85.6%)	540 ( 84.8%)	38 ( 100.0%)
子が1歳に達するするまで	329 ( 48.7%)	317 ( 49.8%)	12 ( 31.6%)
子が1歳に達した以降も利用可能	249 ( 36.9%)	223 ( 35.0%)	26 ( 68.4%)
就業規則等への定めなし	97 ( 14.4%)	97 ( 15.2%)	0 ( 0.0%)
合 計	675 ( 100.0%)	637 ( 100.0%)	38 ( 100.0%)

第 11 表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で令和 2 年度に出産または配偶者が出産した労働者数及びそのうち令和 4 年 3 月 31 日までに育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数	
男性	315 人	45 人	( 14.3%)
女性	346 人	327 人	( 94.5%)
合計	661 人	372 人	( 56.3%)

第 12 表 育児のための所定外労働の免除制度

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	457 ( 68.7%)	420 ( 66.9%)	37 ( 100.0%)
小学校に入学するまで	412 ( 62.0%)	381 ( 60.7%)	31 ( 83.8%)
小学校に入学した後も利用可能	45 ( 6.8%)	39 ( 6.2%)	6 ( 16.2%)
就業規則等への定めなし	208 ( 31.3%)	208 ( 33.1%)	0 ( 0.0%)
合 計	665 ( 100.0%)	628 ( 100.0%)	37 ( 100.0%)

第 13 表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	463 ( 69.9%)	425 ( 68.1%)	38 ( 100.0%)
子が3歳に達するするまで	300 ( 45.3%)	277 ( 44.4%)	23 ( 60.5%)
子が小学校入学前まで	136 ( 20.5%)	123 ( 19.7%)	13 ( 34.2%)
小学校入学後も利用可	27 ( 4.1%)	25 ( 4.0%)	2 ( 5.3%)
就業規則等への定めなし	199 ( 30.1%)	199 ( 31.9%)	0 ( 0.0%)
合 計	662 ( 100.0%)	624 ( 100.0%)	38 ( 100.0%)

第 14 表 子の看護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	475 ( 71.8%)	437 ( 70.0%)	38 ( 100.0%)
子が3歳に達するするまで	317 ( 47.9%)	293 ( 47.0%)	24 ( 63.2%)
子が小学校入学前まで	113 ( 17.1%)	105 ( 16.8%)	8 ( 21.1%)
小学校入学後も利用可	45 ( 6.8%)	39 ( 6.3%)	6 ( 15.8%)
就業規則等への定めなし	187 ( 28.2%)	187 ( 30.0%)	0 ( 0.0%)
合 計	662 ( 100.0%)	624 ( 100.0%)	38 ( 100.0%)

第 15 表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数		
		5日未満	5日以上
男 性	70 人	47 人	23 人
女 性	247 人	196 人	51 人
合 計	317 人	243 人	74 人

第 16 表 介護休業制度及び介護休暇制度の就業規則等への規定状況、介護休業及び介護休暇制度の取得状況  
(集計対象事業所で令和 3 年度に介護休業を取得した労働者数)

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	560 ( 82.7%)	522 ( 81.7%)	38 ( 100.0%)
取得者数(人)	40	27	13
就業規則等への定めなし	117 ( 17.3%)	117 ( 18.3%)	0 ( 0.0%)
合 計	677 ( 100.0%)	639 ( 100.0%)	38 ( 100.0%)

第 17 表 高齢者の雇用制度の有無、雇用形態(複数回答)

( ) は%

区 分	高齢者 雇用制度 あり	人 数	65歳以降も継続して働いている雇用形態					
			正社員	パート、 アルバイト	関係先への 出向、転 籍、もし くは関係先 での再就職	業務委託	その他	
全産業	448 (63.0)	2,943	631	266 (42.2)	273 (43.3)	6 (1.0)	10 (1.6)	76 (12.0)
10～29人	303 (60.8)	1,008	413	198 (47.9)	173 (41.9)	1 (0.2)	8 (1.9)	33 (8.0)
30～49人	70 (70.7)	416	101	36 (35.6)	42 (41.6)	3 (3.0)	1 (1.0)	19 (18.8)
50～99人	46 (63.9)	439	72	24 (33.3)	35 (48.6)	1 (1.4)	0	12 (16.7)
100～299人	25 (67.6)	659	40	7 (17.5)	19 (47.5)	1 (2.5)	1 (2.5)	12 (30.0)
300人以上	4 (80.0)	421	5	1 (20.0)	4 (80.0)	0	0	0

※端数を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合があります。

「その他」の内容について

契約社員、嘱託社員、臨時職員など



第18表 兼業・副業について(複数回答)

①兼業・副業を認める制度を設けているか ②制度を設けている場合の理由

( )は%

産業別	兼業・副業を認める制度		労働者の自己実現やキャリア形成など、社内では得られない知識、スキルを獲得できる	優秀な人材の確保につながる	従業員の所得増加の支援	その他
	制度を設けている	制度を設けていない				
全産業	99 ( 14.7 )	573 ( 85.3 )	28 ( 28.3 )	20 ( 20.2 )	72 ( 72.7 )	12 ( 12.1 )
鉱業、採石業、砂利採取業	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
建設業	5 ( 5.6 )	85 ( 94.4 )	3 ( 60.0 )	1 ( 20.0 )	3 ( 60.0 )	- ( 0.0 )
製造業	11 ( 9.5 )	105 ( 90.5 )	2 ( 18.2 )	- ( 0.0 )	8 ( 72.7 )	3 ( 27.3 )
電気・ガス・熱供給・水道業	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
情報通信業	1 ( 7.1 )	13 ( 92.9 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
運輸業、郵便業	2 ( 7.1 )	26 ( 92.9 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
卸売業、小売業	25 ( 15.8 )	133 ( 84.2 )	7 ( 28.0 )	6 ( 24.0 )	20 ( 80.0 )	1 ( 4.0 )
金融業、保険業	3 ( 33.3 )	6 ( 66.7 )	2 ( 66.7 )	- ( 0.0 )	1 ( 33.3 )	- ( 0.0 )
不動産業、物品賃貸業	1 ( 12.5 )	7 ( 87.5 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
学術研究、専門・技術サービス業	1 ( 6.3 )	15 ( 93.8 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
宿泊業、飲食サービス業	9 ( 24.3 )	28 ( 75.7 )	2 ( 22.2 )	3 ( 33.3 )	9 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
生活関連サービス業、娯楽業	8 ( 32.0 )	17 ( 68.0 )	1 ( 12.5 )	1 ( 12.5 )	7 ( 87.5 )	1 ( 12.5 )
教育、学習支援業	9 ( 37.5 )	15 ( 62.5 )	3 ( 33.3 )	3 ( 33.3 )	6 ( 66.7 )	1 ( 11.1 )
医療、福祉	14 ( 15.9 )	74 ( 84.1 )	5 ( 35.7 )	2 ( 14.3 )	8 ( 57.1 )	5 ( 35.7 )
複合サービス事業	- ( 0.0 )	11 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
サービス業(他に分類されないもの)	10 ( 21.7 )	36 ( 78.3 )	1 ( 10.0 )	3 ( 30.0 )	6 ( 60.0 )	1 ( 10.0 )

( )は%

規模別	兼業・副業を認める制度		労働者の自己実現やキャリア形成など、社内では得られない知識、スキルを獲得できる	優秀な人材の確保につながる	従業員の所得増加の支援	その他
	制度を設けている	制度を設けていない				
全規模	99 ( 14.7 )	573 ( 85.3 )	28 ( 28.3 )	20 ( 20.2 )	72 ( 72.7 )	12 ( 12.1 )
10~29人	56 ( 12.1 )	407 ( 87.9 )	16 ( 28.6 )	11 ( 19.6 )	44 ( 78.6 )	6 ( 10.7 )
30~49人	20 ( 20.6 )	77 ( 79.4 )	5 ( 25.0 )	3 ( 15.0 )	14 ( 70.0 )	3 ( 15.0 )
50~99人	8 ( 11.3 )	63 ( 88.7 )	2 ( 25.0 )	- ( 0.0 )	5 ( 62.5 )	1 ( 12.5 )
100~299人	13 ( 36.1 )	23 ( 63.9 )	5 ( 38.5 )	5 ( 38.5 )	9 ( 69.2 )	1 ( 7.7 )
300人以上	2 ( 40.0 )	3 ( 60.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 50.0 )

「その他」の内容について

「協会長の承認を受けなければならないと規定」、「家庭の都合（自営の手伝いなど）」

「職員の希望により理事長が判断」「必要に応じて」

「本人の希望がある場合」「社会貢献」「個人の意思」「生活の尊重」

「就業規則」「事前に届け出」など

### ③どのような条件で認めているか

( )は%

産業別	兼業・副業を認める制度		業務に支障が生じない	労働時間を含め労働者の健康に問題がない	秘密保持義務の遵守	同一業務の就業禁止	その他
	制度を設けている	制度を設けていない					
全産業	99 ( 14.7 )	573 ( 85.3 )	93 ( 93.9 )	66 ( 66.7 )	49 ( 49.5 )	31 ( 31.3 )	8 ( 1.4 )
鉱業、採石業、砂利採取業	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
建設業	5 ( 5.6 )	85 ( 94.4 )	5 ( 100.0 )	3 ( 60.0 )	4 ( 80.0 )	3 ( 60.0 )	- ( 0.0 )
製造業	11 ( 9.5 )	105 ( 90.5 )	10 ( 90.9 )	7 ( 63.6 )	6 ( 54.5 )	6 ( 54.5 )	2 ( 18.2 )
電気・ガス・熱供給・水道業	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
情報通信業	1 ( 7.1 )	13 ( 92.9 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
運輸業、郵便業	2 ( 7.1 )	26 ( 92.9 )	2 ( 100.0 )	1 ( 50.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 50.0 )
卸売業、小売業	25 ( 15.8 )	133 ( 84.2 )	24 ( 96.0 )	20 ( 80.0 )	13 ( 52.0 )	12 ( 48.0 )	1 ( 4.0 )
金融業、保険業	3 ( 33.3 )	6 ( 66.7 )	3 ( 100.0 )	1 ( 33.3 )	1 ( 33.3 )	1 ( 33.3 )	- ( 0.0 )
不動産業、物品賃貸業	1 ( 12.5 )	7 ( 87.5 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
学術研究、専門・技術サービス業	1 ( 6.3 )	15 ( 93.8 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
宿泊業、飲食サービス業	9 ( 24.3 )	28 ( 75.7 )	8 ( 88.9 )	7 ( 77.8 )	4 ( 44.4 )	1 ( 11.1 )	- ( 0.0 )
生活関連サービス業、娯楽業	8 ( 32.0 )	17 ( 68.0 )	8 ( 100.0 )	6 ( 75.0 )	4 ( 50.0 )	1 ( 12.5 )	1 ( 12.5 )
教育、学習支援業	9 ( 37.5 )	15 ( 62.5 )	9 ( 100.0 )	5 ( 55.6 )	2 ( 22.2 )	- ( 0.0 )	1 ( 11.1 )
医療、福祉	14 ( 15.9 )	74 ( 84.1 )	13 ( 92.9 )	10 ( 71.4 )	7 ( 50.0 )	2 ( 14.3 )	1 ( 7.1 )
複合サービス事業	- ( 0.0 )	11 ( 100.0 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
サービス業(他に分類されないもの)	10 ( 21.7 )	36 ( 78.3 )	8 ( 80.0 )	5 ( 50.0 )	5 ( 50.0 )	3 ( 30.0 )	1 ( 10.0 )

( )は%

規模別	業務に支障が生じない	労働時間を含め労働者の健康に問題がない	秘密保持義務の遵守	同一業務の就業禁止	その他
全規模	93 ( 93.9 )	66 ( 66.7 )	49 ( 49.5 )	31 ( 31.3 )	8 ( 8.1 )
10～29人	54 ( 96.4 )	37 ( 66.1 )	25 ( 44.6 )	16 ( 28.6 )	3 ( 5.4 )
30～49人	19 ( 95.0 )	15 ( 75.0 )	12 ( 60.0 )	7 ( 35.0 )	2 ( 10.0 )
50～99人	6 ( 75.0 )	3 ( 37.5 )	4 ( 50.0 )	2 ( 25.0 )	2 ( 25.0 )
100～299人	12 ( 92.3 )	9 ( 69.2 )	7 ( 53.8 )	6 ( 46.2 )	1 ( 7.7 )
300人以上	2 ( 100.0 )	2 ( 100.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

#### 「その他」の内容について

「会社への届出が必要（原則禁止だが認める場合がある）」

「他会社の役員禁止」「営利目的の業務禁止」

「会社の利益を害する場合」など

第 19 表 職場におけるパワハラ・セクハラ防止について(複数回答)

( )は%

産業別	制度別 パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定	パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記	従業員に対する相談窓口の設置	管理職や従業員への啓発のために、研修などを実施	その他	何も実施していない
全産業	255 ( 35.9 )	322 ( 45.3 )	295 ( 41.5 )	131 ( 18.4 )	31 ( 4.4 )	155 ( 21.8 )
鉱業、採石業、砂利採取業	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )
建設業	19 ( 20.9 )	43 ( 47.3 )	29 ( 31.9 )	11 ( 12.1 )	3 ( 3.3 )	24 ( 26.4 )
製造業	46 ( 37.7 )	54 ( 44.3 )	55 ( 45.1 )	23 ( 18.9 )	4 ( 3.3 )	26 ( 21.3 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
情報通信業	10 ( 66.7 )	10 ( 66.7 )	8 ( 53.3 )	2 ( 13.3 )	2 ( 13.3 )	3 ( 20.0 )
運輸業、郵便業	8 ( 25.8 )	13 ( 41.9 )	16 ( 51.6 )	5 ( 16.1 )	- ( 0.0 )	5 ( 16.1 )
卸売業、小売業	61 ( 36.5 )	70 ( 41.9 )	64 ( 38.3 )	26 ( 15.6 )	10 ( 6.0 )	42 ( 25.1 )
金融業、保険業	6 ( 54.5 )	4 ( 36.4 )	5 ( 45.5 )	5 ( 45.5 )	- ( 0.0 )	1 ( 9.1 )
不動産業、物品賃貸業	2 ( 22.2 )	2 ( 22.2 )	4 ( 44.4 )	4 ( 44.4 )	3 ( 33.3 )	1 ( 11.1 )
学術研究、専門・技術サービス業	4 ( 21.1 )	6 ( 31.6 )	5 ( 26.3 )	2 ( 10.5 )	1 ( 5.3 )	3 ( 15.8 )
宿泊業、飲食サービス業	10 ( 21.7 )	16 ( 34.8 )	12 ( 26.1 )	2 ( 4.3 )	- ( 0.0 )	11 ( 23.9 )
生活関連サービス業、娯楽業	9 ( 34.6 )	12 ( 46.2 )	9 ( 34.6 )	3 ( 11.5 )	- ( 0.0 )	8 ( 30.8 )
教育、学習支援業	12 ( 50.0 )	15 ( 62.5 )	12 ( 50.0 )	8 ( 33.3 )	2 ( 8.3 )	6 ( 25.0 )
医療、福祉	35 ( 39.3 )	47 ( 52.8 )	39 ( 43.8 )	19 ( 21.3 )	5 ( 5.6 )	16 ( 18.0 )
複合サービス事業	7 ( 63.6 )	8 ( 72.7 )	8 ( 72.7 )	8 ( 72.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
サービス業(他に分類されないもの)	25 ( 52.1 )	22 ( 45.8 )	28 ( 58.3 )	13 ( 27.1 )	1 ( 2.1 )	8 ( 16.7 )

( )は%

規模別	制度別 パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定	パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記	従業員に対する相談窓口の設置	管理職や従業員への啓発のために、研修などを実施	その他	何も実施していない
全規模	255 ( 35.9 )	322 ( 45.3 )	295 ( 41.5 )	131 ( 18.4 )	31 ( 4.4 )	155 ( 21.8 )
10~29人	144 ( 28.9 )	198 ( 39.8 )	148 ( 29.7 )	71 ( 14.3 )	21 ( 4.2 )	127 ( 25.5 )
30~49人	42 ( 42.4 )	48 ( 48.5 )	55 ( 55.6 )	21 ( 21.2 )	7 ( 7.1 )	20 ( 20.2 )
50~99人	40 ( 55.6 )	47 ( 65.3 )	55 ( 76.4 )	22 ( 30.6 )	1 ( 1.4 )	7 ( 9.7 )
100~299人	25 ( 67.6 )	26 ( 70.3 )	33 ( 89.2 )	14 ( 37.8 )	2 ( 5.4 )	1 ( 2.7 )
300人以上	4 ( 80.0 )	3 ( 60.0 )	4 ( 80.0 )	3 ( 60.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

### 「その他」の内容について

「何かあったらすぐに社長に報告。社長にて対応、定期的に個別面接をしている」

「パンフレット設置、ポスター掲示、毎月の月例会で確認

「入社時の研修で周知している」「外部の研修に参加」「啓発のための資料回覧」「日々の声掛け」

「個々に年2回相談の日を設けている」

「本人と話をする」「年2回面談実施」「掲示板に啓蒙資料の掲示」

「注意事項閲覧」「アンケート」など

第20表 賃上げについて

( )は%

制度別 産業別	賃上げの実施		5%未満	5%以上10%未満	10%以上	無回答、不明
	実施した	実施していない				
全産業	567 ( 83.6 )	111 ( 16.4 )	375 ( 66.1 )	114 ( 20.1 )	49 ( 8.6 )	29 ( 5.1 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
建設業	82 ( 91.1 )	8 ( 8.9 )	51 ( 62.2 )	21 ( 25.6 )	4 ( 4.9 )	6 ( 7.3 )
製造業	107 ( 90.7 )	11 ( 9.3 )	69 ( 64.5 )	22 ( 20.6 )	8 ( 7.5 )	8 ( 7.5 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
情報通信業	13 ( 92.9 )	1 ( 7.1 )	9 ( 69.2 )	1 ( 7.7 )	3 ( 23.1 )	- ( 0.0 )
運輸業、郵便業	16 ( 57.1 )	12 ( 42.9 )	13 ( 81.3 )	1 ( 6.3 )	1 ( 6.3 )	1 ( 6.3 )
卸売業、小売業	130 ( 81.3 )	30 ( 18.8 )	97 ( 74.6 )	16 ( 12.3 )	13 ( 10.0 )	4 ( 3.1 )
金融業、保険業	6 ( 66.7 )	3 ( 33.3 )	1 ( 16.7 )	2 ( 33.3 )	3 ( 50.0 )	- ( 0.0 )
不動産業、物品賃貸業	7 ( 87.5 )	1 ( 12.5 )	3 ( 42.9 )	2 ( 28.6 )	2 ( 28.6 )	- ( 0.0 )
学術研究、専門・技術サービス業	15 ( 93.8 )	1 ( 6.3 )	11 ( 73.3 )	3 ( 20.0 )	1 ( 6.7 )	- ( 0.0 )
宿泊業、飲食サービス業	30 ( 78.9 )	8 ( 21.1 )	13 ( 43.3 )	10 ( 33.3 )	5 ( 16.7 )	2 ( 6.7 )
生活関連サービス業、娯楽業	15 ( 60.0 )	10 ( 40.0 )	11 ( 73.3 )	3 ( 20.0 )	1 ( 6.7 )	- ( 0.0 )
教育、学習支援業	21 ( 87.5 )	3 ( 12.5 )	9 ( 42.9 )	7 ( 33.3 )	2 ( 9.5 )	3 ( 14.3 )
医療、福祉	78 ( 87.6 )	11 ( 12.4 )	58 ( 74.4 )	15 ( 19.2 )	2 ( 2.6 )	3 ( 3.8 )
複合サービス事業	8 ( 72.7 )	3 ( 27.3 )	6 ( 75.0 )	1 ( 12.5 )	1 ( 12.5 )	- ( 0.0 )
サービス業(他に分類されないもの)	37 ( 80.4 )	9 ( 19.6 )	22 ( 59.5 )	10 ( 27.0 )	3 ( 8.1 )	2 ( 5.4 )

( )は%

制度別 規模別	賃上げの実施		5%未満	5%以上10%未満	10%以上	無回答、不明
	実施した	実施していない				
全規模	567 ( 83.6 )	111 ( 16.4 )	375 ( 66.1 )	114 ( 20.1 )	49 ( 8.6 )	29 ( 5.1 )
10～29人	394 ( 84.2 )	74 ( 15.8 )	261 ( 66.2 )	85 ( 21.6 )	33 ( 8.4 )	15 ( 3.8 )
30～49人	81 ( 82.7 )	17 ( 17.3 )	54 ( 66.7 )	10 ( 12.3 )	9 ( 11.1 )	8 ( 9.9 )
50～99人	59 ( 83.1 )	12 ( 16.9 )	42 ( 71.2 )	9 ( 15.3 )	5 ( 8.5 )	3 ( 5.1 )
100～299人	28 ( 77.8 )	8 ( 22.2 )	15 ( 53.6 )	8 ( 28.6 )	2 ( 7.1 )	3 ( 10.7 )
300人以上	5 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	3 ( 60.0 )	2 ( 40.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

産業 分類	1	2	3	企業 規模	4	整理 番号	5	6	7	8	特 種	9	従 業 員 数	10	11	12	13	14
----------	---	---	---	----------	---	----------	---	---	---	---	--------	---	------------------	----	----	----	----	----

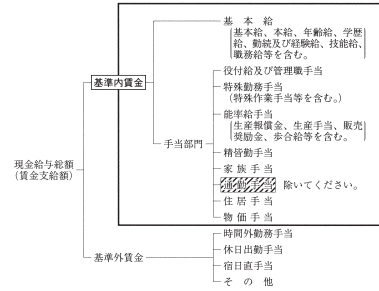
秘 賃金等労働条件実態調査票

(令和4年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部労働企画課  
《問い合わせ先》  
一般財団法人 北国総合研究所

TEL (076) 263-2266  
FAX (076) 263-2376  
Mail office@hokoku-souken.jp

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標とするものです。  
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもしたりすることはありませんが、ありのままを記入してください。なお※は記入しなくて構いません。  
返送は11月25日までにお願いします。



1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別賃金について

注「管理・事務・販売」、「生産・技術等」の区分については実際の業務内容により近いと思われるほうに記入をお願いします。  
基準賃金(右上の表参照)のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

(単位 100円)

学歴別 学年 年齢	高 校 卒 (中学卒含む)				短 大 ・ 専 門 学 校 ・ 高 専 卒				大 学 卒				大 学 院 卒				
	管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等		
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	
初任給	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
25																	
30																	
35																	
40																	
45																	
50																	
55																	
60																	
65																	

(※) 単位は100円です。100円未満は四捨五入してください。  
① 初任給の欄は、本年度採用がなくても新規採用したとすればいづらかを男女とも男性の欄に記入してください。  
② 賃金の欄は、左側の学年齢に当たる正社員の賃金を記入してください。(役員、パート等は除く) 例：25歳は該当するが、26歳は該当しないので記入しない。(役員を除く)  
③ 該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。

2. 所定内労働時間について

1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間
------------	------------

※所定内労働時間は、始業時から就業時間までの時間から、昼休み等の休憩時間を除いた時間です。(就業規則等に記載されています)

3. 時間外労働時間について

(1) 時間外労働に関して、労働協定(36協定)を締結していますか。あてはまる番号に○をつけてください

締結している	特別条項付きの協定を締結している※	締結していない
1	2	3

※法律上、時間外労働の上限は原則、月45時間(年360時間)とされており、臨時的な特別な事業があつて、労務間で合意する場合には、これを越えることができます。

(2) (1)で2に○をつけた方はご回答をお願いします。

特別条項付きの協定に定めている1年間の時間外労働時間に該当する番号に○をつけてください。  
※職種等によって異なる場合には、より多くの従業員に適用されるものを回答ください。

1	360超～500時間
2	500超～720時間
3	720時間超
4	定めていない
5	その他( )

(3) 令和3年度の1人当たり時間外労働時間の実績を記入してください。 時間

4. 休日・休暇について

(1) 令和3年度中に、何日の休日・休暇がありましたか(年次有給休暇を除く) 日  
※職種等によって異なる場合には、より多くの従業員に適用されるものを回答ください。

(2) 年次有給休暇(繰り越し日数は含めなくてください)  
①1年の年次有給休暇の付与日数は何日ですか(1人当たり) 日  
②1年の年次有給休暇の消化日数は何日ですか(1人当たり) 日

5. 介護休業制度について

(1) 介護に係る休業・休暇制度を就業規則等に定めていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

定めている	定めていない
1	2

(2) (1)で1に○をつけた方はご回答をお願いします。  
令和3年度中に(1)の制度を利用した者は何人いますか(延べ人数) 人

6. 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則に定めていますか。また、定めている場合、取得できる子の年齢を何歳までとしていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

就業規則等に定められている		定めなし
子が1歳に達するまで	子が1歳に達した以降も利用可能	3
1	2	

※育児休業制度は、原則として1歳までの子を養育するために労働者が取得できる休業制度をい、労働基準法上の産前産後休業、育児休業とは別制度です。

(2) 出産した者及び配偶者が出産した者は何人いますか。またこのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

①令和2年4月1日～令和3年3月31日までの出産者数(配偶者が出産した男性含む)	女性	人	男性	人
②上記のうち、令和4年3月31日までに育児休業を開始した者の数	女性	人	男性	人

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

就業規則等に定められている		定めなし
子が小学校に入学するまで	小学校入学後も利用可	3
1	2	

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。(令和3年度中)

	5日以下	5日を超えた日数	合計
女性	人	人	人
男性	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度や、短時間勤務制度について、就業規則等で定めていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

	就業規則等に定められている			定めなし
	子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	小学校入学後も利用可	
①所定外労働の免除制度について	1	2	3	4
②短時間勤務制度について	1	2	3	4

### 7. 高齢者の雇用について

- (1) 従業員を65歳以降も継続して雇用できる制度を設けていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

制度を設けている	設けていない
1	2

- (2) 上記(1)で「1」に○をつけた方について

①65歳以降も継続して働いている方は何人いますか。(令和3年度中)  人

②具体的にどのような雇用形態で働かっていますか。当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	正社員
2	パート、アルバイト
3	関係先への出向、転籍、もしくは関係先での再就職
4	業務委託
5	その他( )

### 8. 兼業・副業について

- (1) 従業員に対し、兼業・副業を認める制度を設けていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

制度を設けている	設けていない
1	2

- (2) 上記で「1」に○をつけた方について

①具体的にどのような理由で認めていますか。当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	労働者の自己実現やキャリア形成など、社内では得られない知識、スキルを獲得できる
2	優秀な人材の確保につながる
3	従業員の所得増加の支援
4	その他( )

②具体的にどのような条件で認めていますか。当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	業務に支障が生じない
2	労働時間を含め労働者の健康に問題がない
3	秘密保持義務の遵守
4	同一業務の就業禁止
5	その他( )

### 9. 職場におけるパワハラ、セクハラの防止について

- (1) 職場におけるパワハラ、セクハラの防止のために取り組んでいる内容について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定
2	パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記
3	従業員に対する相談窓口の設置
4	管理職や従業員への啓発のために、研修などを実施
5	その他( )
6	何も実施していない。

### 10. 賃金引上げについて

- (1) 直近3年の間に、従業員に対する賃金引き上げを実施しましたか。当てはまる番号に○をつけてください。

実施した	実施していない
1	2

- (2) 上記(1)で「1 実施した」と回答した方にお聞きします。平均何パーセントの賃金引き上げを実施しましたか。(単純平均)

※直近3年の間に複数回の引き上げを実施した場合は、初回の引き上げ額と最終の引き上げ額で計算してください。

%

令和4年度 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

令和5年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

# 石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日 13:30～16:00 に開催

## ホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

## 携帯サイト

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/syokunou-p/index.html>

## E-mail

[pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp)



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR 金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (土・日・祝・年末年始除く)